

「Gメッセ群馬クリエイティブ拠点化基本構想」策定支援業務 プロポーザル実施要領

1 業務の名称

「Gメッセ群馬クリエイティブ拠点化基本構想」策定支援業務

2 発注者

群馬県知事 山本一太（担当課：eスポーツ・クリエイティブ推進課）

3 趣旨・目的

群馬県では、クリエイティブ産業を製造業に次ぐ産業の新たな柱に成長させることを目標に、「クリエイティブの発信源」に向けた施策を実施している。

クリエイティブ産業の発展のためには、クリエイターやクリエイティブ企業が活躍し続けることができる環境、すなわちエコシステムを構築する必要があり、その端緒となる取組としてGメッセ群馬の「クリエイティブ拠点化」を実現するための基本構想を策定する。

基本構想の策定にあたり、クリエイティブの拠点として必要な機能及び整備やその効果的な運用方法等について、調査・分析及び検討を行うもの。

4 業務の内容・予算額

「Gメッセ群馬クリエイティブ拠点化基本構想」策定支援業務 仕様書のとおり

（採用された企画提案に基づき、業務内容を調整する）

5 応募資格

次の条件のすべてを満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 群馬県の入札参加制限を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 会社法に基づく清算の開始、破産法の規定に基づく破産申し立て、会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者（再生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員でないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (6) 所在地において国税、都道府県税、市町村税の滞納をしていないこと。

6 スケジュール

- | | |
|--------------|-----------------------|
| (1) 企画提案募集 | 令和6年5月7日（火）～5月24日（金） |
| (2) オンライン説明会 | 令和6年5月14日（火） |
| (3) 質問受付期限 | 令和6年5月17日（金） |
| (4) 参加申込期限 | 令和6年5月22日（水） |
| (5) 書類提出期限 | 令和6年5月24日（金）正午必着 |
| (6) 一次審査 | 令和6年5月28日（火）～5月29日（水） |
| (7) 二次審査 | 令和6年6月3日（月）頃 |
| (8) 採用案決定通知 | 令和6年6月4日（火）頃 |
| (9) 契約期間 | 契約締結日～令和7年3月31日（月） |

7 オンライン説明会

本公募への参加を希望する事業者に対し、次のとおりオンライン説明会を実施する。

- (1) 日 時
令和6年5月14日（火） 午前10時00分～午前11時00分
- (2) 方 法
オンライン（Teamsを想定）
- (3) 申込方法

【別紙様式第1-2号 説明会予約申込書】に必要事項を記載し、電子メールにて提出する。

※ メール の 件名 を 「 応募事業者名 / 「 G メッセ群馬クリエイティブ拠点化基本構想」 策定支援業務 説明会予約」とすること。

※ 提出期限 令和6年5月13日(月) 正午

(4) 提出先

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1 群馬県庁 11階北側
群馬県 産業経済部 戦略セールス局
eスポーツ・クリエイティブ推進課
クリエイティブ拠点化推進室 拠点化推進係
担当者 松島
TEL 027-898-2706
メール supokuri@pref.gunma.lg.jp

(5) その他

説明会は仕様の説明、質疑応答を行う。説明会内での質問の内容や回答は、個別の企画提案の内容に関わるものを除き、県ホームページに公開する場合がある。

8 質問受付

(1) 質問受付期限

令和6年5月17日(金)

(2) 質問方法

上記7(4)のアドレスあて **【別紙様式第2号「Gメッセ群馬クリエイティブ拠点化基本構想」策定支援業務 質問書】**により、電子メールで提出する。

(3) 回答

質問書受付日から5日以内に電子メールにより回答する。質問の内容や回答は、個別の企画提案の内容に関わるものを除き、県ホームページに公開する場合がある。

9 参加申込

(1) 申込期限

令和6年5月22日(水)

(2) 申込方法

上記7(4)のアドレスあて **【別紙様式第1号 参加申込書】**により、電子メールで提出する。

10 実施要領・仕様書・別紙様式第1～6号の配布

本 **【実施要領】** と、 **【「Gメッセ群馬クリエイティブ拠点化基本構想」策定支援業務 仕様書】**、及び **【別紙様式第1～6号】** は、群馬県ホームページからダウンロードする。

11 応募手続き

応募する場合は、次のとおりデータと正本1部を提出する。

(1) 提出書類

ア 企画提案書

【別紙様式第3号】

- ・提案の考え方
- ・仕様書「5 業務の内容」に係る実施方法、提案
- ・業務の実施方針
- ・業務実施スケジュール
- ・過去の類似事例の実績など
- ・その他

イ 業務実施体制

【別紙様式第4号】

ウ 費用見積書

【任意様式】

エ 誓約書

【別紙様式第5号】

オ 課税(免税)事業者届出書

【別紙様式第6号】

カ 商業・法人登記事項証明書の写し(3ヶ月以内に発行されたもの)

キ 決算書の写し(直近のもの1期分(半期決算の場合は2期分))

ク 会社案内パンフレット等応募事業者の概要がわかる資料

ケ その他、必要な資料(任意)

(上記カ、キは、群馬県の「物品等購入契約資格者名簿」掲載者は提出不要)

(2) 提出方法

下記の提出先あて、持参、郵送又は宅配便での送付により提出する。(電子データのみ電子メールによる提出を受領する。)

また、持参により提出する場合は、土曜・日曜・祝日を除く午前9時から午後5時(令和6年5月24日(金)は正午)までとする。

<提出先>上記7(4)のとおり

(3) 提出期限

令和6年5月24日(金)正午必着

(4) 書類の取扱い

- ・提出された応募書類及びデータ(以下「応募書類等」という。)は返却しない。
- ・提出された応募書類等は、審査の必要上、複製を作成する場合がある。

(5) その他

- ・応募書類等の作成・提出に要する経費は提案者の負担とする。
- ・提案者が応募書類等に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にし、契約締結後の場合には、契約を解除することがある。
- ・提出後に辞退する場合には、速やかに連絡するとともに、その旨書面にて提出する。

1.2 審査

提出された応募書類等に基づき一次審査を行い、その後、第一次審査通過者を対象に、企画提案に関するプレゼンテーション・ヒアリング等による第二次審査を行い、最も優れた企画提案を提出した事業者を優先交渉者として決定し、委託契約の交渉を行う。

(1) 一次審査

・審査期間

令和6年5月28日(火)～令和6年5月29日(水)

・審査方法

応募書類等を基に書類審査を行う。

・審査項目

- ①趣旨・目的を十分理解した提案となっているか(20点)
- ②調査・分析の方法は適切か(20点)
- ③Gメッセ群馬の「クリエイティブ拠点化」実現に向けた検討方法は適切か(30点)
- ④事業実施にあたっての実績・実施体制は十分か(20点)
- ⑤見積り金額等、費用算定が適切か(10点)

・結果連絡

応募者全員に結果を連絡する。(令和6年5月30日(木)頃)

(2) 二次審査

・審査期間

令和6年6月3日(月)頃

・審査方法

オンラインでのプレゼンテーション、ヒアリング等により審査を行う。

(時間等の詳細は一次審査通過者に連絡する)

・審査項目

上記一次審査の審査項目に同じ。

・結果連絡

二次審査参加者全員に結果を連絡する。(令和6年6月4日(火)頃)

なお、優先交渉者名は県ホームページ上で公表する。

1.3 契約

(1) 契約期間

契約締結日～令和7年3月31日(月)

(2) 契約方法

- ・群馬県財務規則に基づき、群馬県が優先交渉者と契約締結の交渉を行う。
- ・契約締結の交渉にあたっては、企画提案書の内容について調整を行い、必要がある場合には、その内容を変更する。
- ・契約締結の際は、群馬県から上記交渉後の仕様書を示し、優先交渉者は見積書を提出する。

- ・上記交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合がある。

1.4 要領記載外の事項

本実施要領に定めのない事項、又は記載事項について疑義が生じた場合には、必要に応じて関係者と協議の上、群馬県知事が定めるものとする。